



2025年12月17日

各 位

会社名 新日本製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 後藤 孝洋  
(コード番号: 4931 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 COO 福原 光佳  
(TEL. 092-720-5800)

### 取締役に対する株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月17日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、退職慰労型株式報酬（譲渡制限付株式報酬）としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分（I）」という。）及び業績連動型株式報酬（譲渡制限付株式報酬）としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分（II）」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要について

###### (1) 退職慰労型株式報酬としての自己株式の処分（本自己株式処分（I））

① 処分期日	2026年1月16日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 9,098 株
③ 処分価額	1 株につき 1,992 円
④ 処分価額の総額	18,123,216 円
⑤ 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
⑥ 株式の割当ての対象者及びその人数	取締役 2 名 9,098 株
ならびに割り当てる株式の数	

###### (2) 業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（本自己株式処分（II））

① 処分期日	2026年1月16日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 24,187 株
③ 処分価額	1 株につき 1,992 円
④ 処分価額の総額	48,180,504 円
⑤ 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
⑥ 株式の割当ての対象者及びその人数	取締役 2 名 24,187 株
ならびに割り当てる株式の数	

##### 2. 処分の目的及び理由について

当社は、2020年12月23日開催の第32回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、対象取締役が株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的として、役員退職慰労金制度に代わる株式報酬制度として当社の譲渡制限付普通株式を交付するリストリクテッド・ストック制度（以下、「退職慰労型 RS 制度」という。）を導入することを決議いたしました。

具体的には、対象取締役に対して、①譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額を年額30,000,000円以内とすること、②発行または処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とすること、③退職慰労型RS制度における各対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定すること、及び④譲渡制限付株式の譲渡制限期間として5年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とするという内容になります。

また、2024年12月19日開催の第36回定時株主総会において、対象取締役と株主の皆さまとの価値共有という目的を一層強固に実現するため、第32回定時株主総会で導入を決議した業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度の運用を将来に向けて廃止し、これに代わる株式報酬制度として業績に連動して当社の譲渡制限付き普通株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬（リストリクテッド・ストック制度）（以下、「業績連動型RS制度」という。）を導入することを決議いたしました。

具体的には、①譲渡制限付株式付与として発行または処分される当社の普通株式の総数を退職慰労型RS制度と合わせて年75,000株以内とすること、②発行または処分される年度ごとの当社の普通株式の総数は60,000株以内とすること、③業績連動型RS制度における各対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定すること、及び④譲渡制限付株式の譲渡制限期間として5年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とするという内容になります。

退職慰労型RS制度及び業績連動型RS制度においては、いずれも対象取締役は金銭報酬債権を現物出資の方法により当社に払込み、当社が新株式を発行または自己株式を処分することにより、当社普通株式を引き受けることになります。

なお、退職慰労型RS制度及び業績連動型RS制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 3. 各RS制度の概要について

#### (1) 退職慰労型RS制度

退職慰労型RS制度は、対象取締役の役位に応じて決定される金額に相当する数の当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）を交付する制度であり、当社と対象取締役との間で締結される割当契約（以下、「本割当契約」という。）において具体的な支給額や条件について合意をします。

##### ① 譲渡制限期間

2026年1月16日～2056年1月16日

##### ② 無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に正当な理由によらず退任した場合、または法令もしくは当社の内部規程違反等の一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定める）に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することいたします。

##### ③ 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、従業員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、上記②の定めにかかわらず、当社は対象取締役が、譲渡制限期間中に正当な理由により退任した場合には、譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告、または確定に係る定時株主総会の開催日までの期間（以下、「本対象業務提供期間」という。）、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、従業員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について当該退任の時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、上記②に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に正当な理由で退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数、及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 残余株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記③の定めに基づき、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

⑤ 組織再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて、合理的に定める一部の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除いたします。

この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当然に無償で取得いたします。

(2) 業績連動型 RS 制度

業績連動型 RS 制度は、取締役会があらかじめ定める原則として 1 事業年度または 3 事業年度の各事業年度（以下、「各業績評価期間」という。）における業績目標の達成度合いに応じて、各評価期間終了後に譲渡制限を付した当社普通株式を交付する制度です。当社と対象取締役との間で締結される割当契約において具体的な支給額や条件について合意いたします。

（注 1）「交付時株式数」とは、対象取締役の役位に応じて決定される株式数に、各業績評価期間の業績目標の達成度合いに応じた支給率を乗じて算出されます。

（注 2）「交付時株価」とは、その発行または処分に係る当社の取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とします。

上記以外の「譲渡制限期間」「無償取得」「譲渡制限の解除」「残余株式の無償取得」及び「組織再編の場合の処理」については、退職慰労型 RS 制度と同様とします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について

本自己株式処分（I）及び本自己株式処分（II）は、それぞれ退職慰労型 RS 制度及び業績連動型 RS 制度に基づく自己株式処分として行われるもので、そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 12 月 16 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,992 円としております。これは、本自己株式処分（I）及び本自己株式処分（II）に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的でかつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上